

(事務局イメージ)

白井市行政経営指針

平成 29 年 3 月

目次

1 行政経営改革の必要性

2 これまでの行政改革の取り組み総括

3 行政経営指針の基本方針

- 1) 行政経営指針の役割と位置付け
- 2) 行政経営指針の期間
- 3) 行政経営指針の体系

- ①目標指標
- ②基本方針1 (仮) 市民自治の確立
- ③基本方針2 (仮) 将来世代を考えた政策財務の確立
- ④基本方針3 (仮) 将来を見据えた棚卸し

4 経営資源（ヒト・モノ・カネ）の将来見通し <現在検討中>

- 1) ヒト
 - ①総人口、②年齢3区分別人口、③市役所正規職員数
- 2) モノ
 - ①公共施設の延床面積、②都市基盤
- 3) カネ
 - ①歳入〔市税、使用料、手数料、寄附金〕
 - ②歳出〔人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費〕
 - ③財政調整基金残高
 - ④地方債残高

5 おわりに

6 委員のコメント（会議を通じての感想と市への助言など）

○伊藤会長 ○関谷副会長 ○関委員 ○沼尾委員 ○吉田委員

7 資料編

●一般会計の現状 <第2回行政経営有識者会議資料から>

- 1) 歳入の推移
 - ①市税の推移
 - ②使用料、手数料、寄附金の推移
- 2) 歳出（性質別）の推移
- 3) 歳出（目的別）の推移
 - ①民生費の推移
 - ②教育費の推移
- 4) 一部事務組合等への負担金の推移
- 5) 地方債残高の推移
- 6) 財政調整基金残高の推移
- 7) 特定目的基金残高の推移

●特別会計の現状 <第2回行政経営有識者会議資料から>

- 1) 国民健康保険会計の推移と繰出金の推移
- 2) 介護保険会計の推移と繰出金の推移
- 3) 後期高齢者医療会計の推移と繰出金の推移
- 4) 下水道事業会計の推移と繰出金の推移
- 5) 水道事業会計の推移と繰出金の推移

●平成26年度一般会計決算における年齢別の決算比

●千葉県内の類似団体との比較（平成26年度決算ベース）

行政経営指針 基本方針2

自立した行財政運営を目指して

地方自治体は、経済成長率の低迷や人口減少の進行などに伴い、国や県からの財政支援が縮小傾向となっているため、行財政の効率化や地域の特性を積極的に活用したまちづくりを推進し、国や県に依存することのない自立した行財政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

これまで市では、国や県の補助金など特定財源を積極的に活用して事業を進めてきましたが、今後は、依存財源としての補助金の活用から、自主財源としての戦略的な補助金の活用に転換する必要があります。

そこで市は、国、県、市のそれぞれの役割分担を明確にした上で、中長期的な展望の下で将来の財政見通しを立て、国や県の政策に左右されることのない経営的な視点に立脚して、自立した行財政運営を目指します。

また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を進める必要があります。

そこで市は、市民と行政が一体となって、補完性原理の考え方にに基づき、自助・共助・公助を実践します。さらには、市民、市民活動団体、事業者など多様な主体と、適切な役割分担を行い、協働を進めます。

1. 政策財務を含めた効率的な組織の構築

地方分権の推進、少子高齢化の進行などによる行政課題の変化への対応、公共施設等の老朽化対策など市が担うべき役割が増加している一方で、職員数は人件費の抑制のため減少傾向にあります。

これまで市は、こうした行政課題の変化に対応するため、行政組織の細分化や専門化などに取り組んできましたが、これにより、部が所管する課の数や職員の数の偏在化や縦割り行政の弊害が生じています。

これからは、限られた市役所内のマンパワーを最大限に発揮し、新たな行政課題に対応していくためには、効率的で機動的な行政組織を構築するとともに、組織の集約化や行政組織内の分権を進めることが必要です。また、東日本大震災や熊本地震など大規模災害が発生したことを教訓として、危機管理体制を充実することも重要な課題です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織のスリム化を進めます。
- ②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。
- ③ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内における情報の共有を徹底します。

2. 多様な人材の育成と確保

市役所にとっての最大の資源は、職員です。

行政経営改革を実現するための一丁目一番地は、職員一人ひとりの改善・改革意欲と意識改革にあります。

これまで市は、「人材育成基本方針」を策定し、職員の意欲向上や意識改革に取り組んできましたが、市の行財政を取り巻く環境と市民の求める職員像が変化しています。

第13回住民意識調査では、「市民が市の職員に求める職員像として重要なもの」との問いに対して最も多かったのは、「市民の目線で考え、信頼される職員」でした。

これからは、一層職員一人ひとりの意識改革を進め、職員の現場主義を徹底し、市民目線に立った信頼される職員を育成するとともに、人材を確保することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、人材育成基本方針を見直します。
- ②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、人材育成基本方針に基づく研修等により計画的に人材を育成し、人事配置を適正化します。
- ③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。
- ④職員採用に当たっては、豊富な経験、専門的な知識を有した人材の積極的な確保に取り組みます。

3. 財源の確保

市は、千葉ニュータウン事業の開発に伴い、高規格の都市基盤が整備され、昭和54年からは千葉ニュータウン地区への入居が始まり、人口が急激に増加し、それまでの農業中心のまちから首都近郊のベッドタウンとして発展してきました。

発展に伴い、税収は増え、財政力も高まり、安定した行財政運営を行ってきました。

しかしながら、近年の少子化・高齢化の進展とともに人口推計では、平成32年をピークに人口が減少することから、歳入面では税収の大半を占める個人市民税の減少が見込まれ、今後ますます財源の確保が厳しくなると予想されます。

平成27年度の市税の徴収率は92.1%と千葉県市町村平均90.0%より下回っています。また、使用料・手数料については、「受益と負担の原則」に基づき、利用者に一定の負担を求めています。さらに負担の公平性の観点から見直しが求められています。

このことから、市税等の徴収率の向上や使用料などの見直しにより自主財源の確保を図ることが必要不可欠です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。
- ②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。
- ③次世代に過度なツケを残さないよう地方債残高については、一定の方針を示し削減します。

4. 歳出の抑制

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として90%台で推移し、硬直化が続き、財源不足の状態は解消できていない状況にあることから、財政調整基金に頼らなければ、当初予算を編成できない財政運営が続いています。

このような中、今後も高齢化の進行などに伴い、扶助費などの社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加などが見込まれ、財政負担が高まることが予想されます。一方で、人件費については、10年以内に全職員の約3割に当たる140人が定年退職を迎えることから、計画的な職員採用により抑制することが求められます。

このことから、扶助費や公債費、人件費の見直しにより義務的経費の抑制に取り組むことが重要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①事業の必要性や事業主体などの見直しを進め、行政組織のスリム化を行い、職員数を抑制し、人件費を削減します。
- ②扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置の実現により、公共施設等に係る財政負担を軽減し、平準化します。

5. 適材適所による事業主体の見直し

市では、これまで指定管理者制度の導入や窓口業務委託など様々な外部委託を行い、行政サービスの向上、コスト削減や業務効率の向上を図り、一定の成果を上げてきました。

これからは、さらに事業の必要性や目的、手法を十分検討し、事業目的を達成するため、誰を事業主体とすれば効率的・効果的であるか、また、市民の納得度が得られるかを考え、事業主体を選択することが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①行政の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ②事業主体の選定に当たっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

6. 選択と集中の徹底

社会経済情勢などの変化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、市民ニーズは多種多様化し、行政サービスに求められる提供範囲は広がっています。

限られた財源の中、必要不可欠な行政サービスを安定的かつ効果的に提供するためには、選択と集中により「あれも、これも」から「あれか、これか」の選択を徹底して取り組むことが重要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①市民納得度に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択します。
- ②必要な事業を効率的かつ効果的に継続するため、事業の整理統合を行います。
- ③民間の優れた手法を積極的に取り入れ、最少の経費で最大の効果が得られるよう事務事業を見直します。

7. 施策や事業の優先順位の見える化

選択と集中により施策や事業を選択した場合は、さらに優先順位を明らかにして、市民や議会などに説明責任を果たすことが求められます。

このことから、優先順位のプロセスをわかりやすくするため、情報の「見える化」を図り、透明性を高めることが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①優先順位を付ける際のプロセスを明らかにするためのルールをつくり、公表します。
- ②公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化すべき公共施設、インフラの改修の優先順位を定めます。

8. 評価システムの効果的な活用

限られた資源を有効に活用するためには、施策や事務事業の必要性、目的、事業主体、事業費用、職員人件費、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための行政評価システムの導入が必要不可欠です。

行政評価システムに基づき定期的に評価し、目標年度の時点で成果が見込めない事務事業については、市民に理解を得ながら改善や再編、廃止などの判断をする必要があります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。
- ②評価に当たっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
- ③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。

行政経営指針 基本方針3

将来を支える都市基盤づくりの再構築

千葉ニュータウン事業により発展してきた白井市は、東京都の多摩ニュータウンや大阪府の千里ニュータウンと同様に住民の高齢化とともに、公共施設等の老朽化が重要課題となっており、今後の財政運営に大きな影響を与えることが予想されます。

このような中、まちづくりの中核であった千葉ニュータウン事業が平成25度末に収束し、平成26年度からは都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務処理市に移行したことにより、今後は市の特性を生かした新たな都市づくりを計画的に展開していく必要があります。

このことから、今後の高齢化の進行や人口減少を見据え、現状課題や将来を見通し、コミュニティを意識しながら都市マスタープランに基づき都市基盤づくりを推進します。

そして、都市マスタープランと連携・連動して公共施設等の長寿命化や最適な配置など検討を進めます。

1. 都市基盤づくり

現在、千葉ニュータウン地域では、駅周辺のにぎわい創出のほか、今後は空き家問題やコミュニティの活力低下などオールドタウンとしての課題の顕著化が想定され、千葉ニュータウン地域の再生をはじめ、住宅都市としてのブランドづくりによる継続可能な都市魅力の創出が求められています。

一方、千葉ニュータウン地域以外の地域では、人口の維持を図りながら、緑や農などの地域ならではの資源を活かして魅力を高めていくことが求められています。

このような中、近年の少子高齢化の進行は、人口減少やまちの活性化を減退させることとなるため、これらへの対策を中長期的な視点に立って計画的に推進していく必要もあります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

①都市マスタープランに基づき、活力に満ちた持続可能なまちづくりを進めます。

2. 公共施設等のあり方と維持管理

白井市には、複合センターをはじめ、多くの公共施設等が点在しています。

既存の公共施設等の多くは、千葉ニュータウン事業に伴い集中的に整備したことから、建築後30年以上経過しているものが約57%を占めており、今後の維持管理費や改修工事などに多額の費用が見込まれます。

これから少子高齢化の進展や人口減少社会を迎え、財源不足が予想される中、全ての公共施設等を現在と同様に維持管理していくことは困難になっていくものと想定されます。

このことから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、市民との十分な議論により公共施設等の長寿命化や最適な配置などを計画的に行うことが必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。
- ②公共施設等総合管理計画に基づき、行動計画となる公共施設の個別施設計画を策定します。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設やインフラを総合的かつ計画的に管理する体制を構築します。